

飼料用稲わらからひ素検出

有害物質の指導基準（2 ppm）を超えるひ素が検出

中国産及び国産飼料藁の分析で、0.6～6.8 ppmのひ素が検出され、販売の中止の行政指導が行われました。

給与されていた新潟県内の肉用牛 883 頭の異常はありません。

ひ素は、自然環境中に広く分布し、通常、土壤中にも含まれています。有毒で、ネズミ、昆虫、雑草の駆除剤として使われ、大量に摂取すると血圧低下、呼吸不全、けいれんなどの中毒症状を起こし、死に至る場合もある。

国内で生産される畜産物のひ素の検査

1.食肉に関する厚生労働省検査（輸出される和牛の肝臓及び腎臓）

2.牛乳・乳製品を製造する乳業メーカーによる分析の結果

からは、検出限界値を超えるひ素は検出されていません。

今後の対応

1 基準値を超える稲わらの飼料用販売を中止（行政指導）。

2 家畜への給与を飼料給与全体の対し 2割以下に抑える。

給与量が適切であれば畜産物への残留の可能性は低い。

稲わら中のヒ素調査結果「(独)肥飼料検査所による」

	検査数	うち		備考
		2ppm 以下	2ppm 超過	
輸入	37	10	27	0.8～6.2ppm
国産	10	7	3	0.6～6.8ppm
計	47	17	30	

給与試験例

2 ppm 含有飼料の連続給与（15-16 週間）：牛肝臓から微量に検出

10 ppm 含有飼料の連続給与（15-16 週間）：脂肪中に 0.1ppm 未満

起立不能、歩行異常、神経症状を示す牛を発見した場合には、
家畜保健衛生所までご連絡ください。



飛騨家畜保健衛生所

高山市上岡本町 7 - 4 6 8

0577 - 33 - 1111

fax 0577 - 32 - 0919